

令和7年3月

茨城県土木部・企業局共通仕様書及び施工管理基準の改定について

1 一部改定内容

(1) 共通仕様書

準拠元となっている公益社団法人日本下水道協会「下水道土木工事必携（案）2021年版」と県の建設工事必携との間で規格値に差異があったため、「下水道土木工事必携(案)2021年版」に準拠するよう変更する。

・【別表】 出来形管理基準及び規格値 第10編下水道編（ページ15-470）

旧							新								
出来形管理基準及び規格値							出来形管理基準及び規格値								
編 10 下 水 道 編	章	節	条	枝番	工 種 管きよ工 (推進工)	測 定 項 目	規 格 値	編 10 下 水 道 編	章	節	条	枝番	工 種 管きよ工 (推進工)	測 定 項 目	規 格 値
						基 準 高	±50							基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±50							中心線の変位(水平)	±50
						延 長	-延長/500 かつ -200							延 長	-延長/500 かつ -200
						基 準 高	±50							基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±50							中心線の変位(水平)	±100
	管きよ工 (シールド工・一次覆工)	基 準 高	±50	管きよ工 (シールド工・一次覆工)	基 準 高	±50									
		中心線の変位(水平)	±50		中心線の変位(水平)	±100									
		延 長	-延長/500 かつ -200		延 長	-延長/500 かつ -200									
		基 準 高	±50		基 準 高	±50									
		中心線の変位(水平)	±50		中心線の変位(水平)	±50									
		二次覆工厚 t	-20		二次覆工厚 t	-20									
	管きよ工 (シールド工・二次覆工)	仕上がり内径 D	±20	管きよ工 (シールド工・二次覆工)	仕上がり内径 D	±20									
		勾 配	±20%		勾 配	±20%									
		延 長	-延長/500 かつ -200		延 長	-延長/500 かつ -200									
		基 準 高	±20		基 準 高	±20									
		厚 さ (t)	±20		厚 さ (t)	±20									
		幅 (b)	±30		幅 (b)	±30									
	処理場施設 (コンクリート槽) 主要構造物	高 さ (h)	±50	処理場施設 (コンクリート槽) 主要構造物	高 さ (h)	±50									
		延 長 又 は 長 さ	±50		延 長 又 は 長 さ	±50									
基 準 高		±20	基 準 高		±20										
厚 さ (t)		±20	厚 さ (t)		±20										
幅 (b)		±30	幅 (b)		±30										
高 さ (h)		±50	高 さ (h)		±50										

15-470

※管きよ工（シールド工・一次覆工）  
中心線の変位（水平） ±50 （旧）

15-470

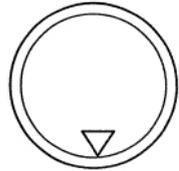
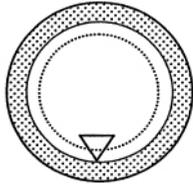
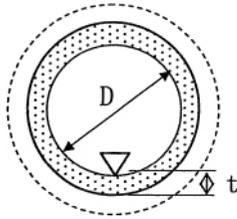
※管きよ工（シールド工・一次覆工）  
中心線の変位（水平） ±100 （新）

2 適用

令和7年4月1日以降に起工決議する工事から適用

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編					管きょ工 (推進工)	基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±50
						延 長	-延長/500 かつ -200
					管きょ工 (シールド工・一次覆工)	基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±100
						延 長	-延長/500 かつ -200
					管きょ工 (シールド工・二次覆工)	基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±50
						二 次 覆 工 厚 t	-20
						仕上がり内径 D	±20
						勾 配	±20%
						延 長	-延長/500 かつ -200
				処理場施設 (コンクリート槽) 主要構造物	基 準 高	±20	
					厚 さ (t)	±20	
					幅 (b)	±30	
					高 さ (h)	±50	
					延 長 又 は 長 さ	±50	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m につき 1ヶ所の割合で測定する。</p> <p>延長は各マンホール間を測定する。</p>		図②
<p>基準高、中心線の変位(水平)はセグメント5リングにつき1ヶ所測定する。</p> <p>延長は各マンホール間を測定する。</p>		図③
<p>基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長 40mにつき 1ヶ所測定する。</p> <p>二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右 4 点を測定する。</p> <p>仕上がり内径は、施工延長 40 mにつき 1ヶ所測定する。</p> <p>延長はマンホール間を測定する。</p>		図④
<p>各槽ごとに測定する。</p> <p>(1) 平面的表示 図面の主要なる寸法表示ヶ所(監督員の指示による)を測定する。</p> <p>(2) 断面的表示 おおむね 40m ごとに縦断及び横断方向に基準測線を設定し、断面の主要寸法ヶ所(監督員の指示による)を測定する。</p> <p>長さとは、主構造の全体にまたがらない部分的な小水路等の長手方向の距離をいう。</p>	